

袋井市個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健予防課・保健予防係

個人情報ファイルの名称	予防接種個人台帳	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合健康センター保健予防課	
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法に基づく接種履歴の管理、予防接種者数及び接種率の把握、未接種者への接種勧奨、接種事故の防止	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 ワクチン種別、6 接種日、7 医療機関名	
記録範囲	各種予防接種者	
記録情報の収集方法	予防接種を実施した接種医療機関から提出された予診票またはそれに基づくパンチデータ及び本人の母子健康手帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総合健康センター保健予防課	
	(所在地) 〒437-0061 静岡県袋井市久能 2515 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健予防課検診指導係

個人情報ファイルの名称	がん検診事業関係	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合健康センター保健予防課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の健康増進を図るため、がん検診の対象者管理、検診案内、検査結果の管理等の事務を行う	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 検診方法、実施医療機関、7 結果判定、8 検診結果、9 問診結果	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム（住民情報、所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市町村（情報提供ネットワークシステム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市役所 総務課 （所在地）〒437-8886 袋井市新屋 1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】保健予防課検診指導係

個人情報ファイルの名称	その他のがん検診事業関係	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合健康センター保健予防課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の健康増進を図るため、健康増進事業（肝炎ウイルス検査、骨密度検診、歯周疾患検診など）の対象者管理、検診案内、検査結果の管理等の事務を行う	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 検診方法、実施医療機関、7 結果判定、8 検診結果	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム（住民情報、所得情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市役所 総務課	
	（所在地）〒437-8886 袋井市新屋 1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日